

閣 副 事 態 第 194 号

平 成 29 年 5 月 17 日

消 防 庁 国 民 保 護 運 用 室 長 殿

内 閣 官 房 副 長 官 補 (事 態 対 処 ・ 危 機 管 理 担 当) 付

内 閣 参 事 官 小 谷 敦

(公 印 省 略)

「弾道ミサイル落下時の行動に関する Q&A」の更新等について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府は全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。すなわち、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

このことにつき、本年5月14日の事案など、北朝鮮から弾道ミサイルが発射された時にJアラートが使用されない理由について問合せが多く寄せられていることから、上記の旨を同年4月21日に公表した「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」及び昨年10月21日に公表した「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達に関するQ&A」に追加しましたのでお知らせします。

なお、「スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用について」が貴職等から本年5月11日に発出されたことを受けた更新も同日付けで行っています。

つきましては、本件について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。